

朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を<u>一の敷地</u>として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を<u>一の敷地</u>として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 この条例の施行又は適用の後、前2項の規定の適用を受ける土地に新たに<u>一の敷地</u>として使用する目的で土地を追加しても、なお面積が別表第2ウ欄に掲げる数値に満たない場合には、第1項の規定は適用しない。</p> <p>(壁面の位置の制限)</p> | <p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を<u>1の敷地</u>として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を<u>1の敷地</u>として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 この条例の施行又は適用の後、前2項の規定の適用を受ける土地に新たに<u>1の敷地</u>として使用する目的で土地を追加しても、なお面積が別表第2ウ欄に掲げる数値に満たない場合には、第1項の規定は適用しない。</p> <p>(壁面の位置の制限)</p> |

別表第2 (第5条—第9条関係)

| 地区整備計画の区域の名称 | 計画地区の名称 | ア 建築してはならない建築物 | イ 建築物の容積率の最高限度 | ウ 建築物の敷地面積の最低限度 | エ 壁面の位置の制限 | オ 建築物の高さの最高限度 |
|-------------------|-----------|-------------------|-------------------|---|---------------|------------------|
| (略) | | | | | | |
| 根岸台七丁目西地区地区整備計画区域 | 根岸台七丁目西地区 | | | 100平方メートル。 ただし、路地状部分(幅員4メートル未満)によって道路に接する敷地の場合については、当該路地状部分を除いた敷 | | |

別表第2 (第5条—第9条関係)

| 地区整備計画の区域の名称 | 計画地区の名称 | ア 建築してはならない建築物 | イ 建築物の容積率の最高限度 | ウ 建築物の敷地面積の最低限度 | エ 壁面の位置の制限 | オ 建築物の高さの最高限度 |
|-------------------|-----------|-------------------|-------------------|---|---------------|------------------|
| (略) | | | | | | |
| 根岸台七丁目西地区地区整備計画区域 | 根岸台七丁目西地区 | | | 100平方メートル。 ただし、路地状部分(幅員4メートル未満)によって道路に接する敷地の場合については、当該路地状部分を除いた敷 | | |

| | | | 地面積をいう。 | | | | | | | 地面積をいう。 | | | |
|------------------------|---------------|--|---|--|---------------|------|------|------|------|---------|------|------|--|
| あずま南地区 地区整備計画 区域 | あずま南地区 A地区 | <p>1 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>2 保育所その他これに類するもの（1及び3から17までの建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみが利用するものうち、延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園（1、2及び4から17までの建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみが利用するものうち、延べ面積が200平方メートル以下のもの</p> | <p>10,000平方メートル。ただし、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による仮換地の指定又は換地処分を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。</p> | <p>1 建築物の部分（建築物の外壁又はこれに代わる柱の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地区計画図に示す壁面線1号の道路境界線までの</p> | <p>31メートル</p> | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) | |

- のを除く。)
- 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
 - 6 図書館、博物館その他これらに類するもの
 - 7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
 - 8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
 - 9 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
 - 10 カラオケボックスその他これに類するもの
 - 11 公衆浴場
 - 12 診療所
 - 13 畜舎

- 距離
- 10メートル
 - (2) 地区計画図に示す壁面線2号の道路境界線までの距離
 - 5メートル
 - (3) 隣地境界線までの距離
 - 2メートル
 - 2 1の規定にかかわらず、安全又は保安

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|-------|-------|--------------------------------------|------|------|------|--|--|------|------|------|
| | <p>14 自動車教習所</p> <p>15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物及び工作物（自己の廃棄物の処理の用に供する場合を除く。）</p> <p>16 法別表第2（る）項第1号及び第2号に該当する建築物</p> <p>17 店舗、飲食店その他これらに類するもの（1から16までの建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみが利用するもののうち、延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。）</p> | | | <p>上必要な建築物の敷地として使用する場合は、この限りでない。</p> | | | | | | | | |
| あ ず | 1 住宅（現に住宅の用 | 500平方 | 1 建築物 | 25 | (新設) | (新設) | (新設) | | | (新設) | (新設) | (新設) |

ま南
地区
B地
区

途に供する建築物の敷地として使用されている土地の土地区画整理法の規定による仮換地の指定又は換地処分を受けた土地の全部を一の敷地として使用するものを除く。)

- 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 3 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 4 幼保連携型認定こども園
- 5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 6 図書館、博物館その他これらに類するもの
- 7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの

メートル。
ただし、土地区画整理法の規定による仮換地の指定又は換地処分を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。

の部分
(建築物の外壁又はこれに代わる柱の面に限る。)の位置は、次に掲げるとおりとする。
(1) 地区計画図に示す壁面線3号の道路境界線までの距離
1メートル
(2) 隣

メー
トル

- 9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 10 カラオケボックスその他これに類するもの
- 11 公衆浴場
- 12 診療所
- 13 畜舎
- 14 自動車教習所
- 15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物及び工作物（自己の廃棄物の処理の用に供する場合を除く。）
- 16 法別表第2（る）項第1号及び第2号に該当する建築物
- 17 店舗、飲食店その他これらに類するものうち、延べ面積が3

地境界線までの距離0.7メートル

2 1の規定にかかわらず、安全上又は保安上必要な建築物の敷地として使用する場合は、この限りでない。

